

令和8年度藤沢市特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査実施計画

1 基本方針

本市における特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査（以下「指導等」という。）は、特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対し、法第58条の3に定める特定子ども・子育て支援提供者の責務、「子ども・子育て支援法施行令」（平成26年政令第213号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年運営基準第39号。以下「運営基準」という。）等に定める特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の提供及び施設等の運営に関する基準並びに施設等利用費の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施します。

2 確認指導・監査の形態等

（1）確認指導（集団指導）

特定子ども・子育て支援施設等に対して、運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認を受け公示された施設等を対象に、おおむね1年以内に実施するほか、その後の制度改正等に基づき必要に応じ、特定子ども・子育て支援提供者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

（2）確認指導（実地指導）

特定子ども・子育て支援施設等に対して、実地にて質問等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して、各種指導等を行います。

また、確認指導（実地指導）は、藤沢市特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査実施要綱（令和5年1月31日制定。以下「実施要綱」という。）第5条第3項各号の規定により、本市に所在する全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、原則として、4年に1回実施します。

実地指導中に、著しい運営基準違反が確認され、当該特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合や、意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合には、直ちに確認監査を行います。

実地指導の実施にあたっては、あらかじめ指導の根拠規定、目的、日時、担当者及び提出すべき書類等を当該特定子ども・子育て支援提供者に通知します。

(3) 確認指導（書面指導）

特定子ども・子育て支援提供者から必要な書類の提出を受け、それに基づいて運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して確認を行い、必要に応じて各種指導を行います。

書面指導は、実地指導の代替又はそれらに追加するものとして必要に応じて実施します。

書面指導の実施にあたっては、あらかじめ書面指導の根拠規定、目的、提出すべき書類等を当該特定子ども・子育て支援提供者に通知します。

(4) 確認監査

特定子ども・子育て支援施設等について、法第58条の9及び法第58条の10に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求について著しい不当若しくは意図的な隠ぺい等の悪質な不正（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに確認指導（実地指導又は書面指導）の実施中に監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

確認監査にあたっては、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定子ども・子育て支援提供者に対して通知します。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではありません。

3 令和8年度特定子ども・子育て支援施設等確認指導について

(1) 対象施設数等

特定子ども・子育て支援施設等確認指導の全対象施設は次のとおりです。

このうち、令和8年度は、本計画策定時点で、以下（3）で記す対象期間において「幼稚園（私学助成）」及び「預かり保育事業」の中で、利用実績のあった全ての施設及び事業を対象に実施します。

対象施設		施設等数 ※R7.4.1時点	令和8年度 対象数
施設	幼稚園（私学助成）	20	20
	私設保育施設（居宅訪問型）	10	0
	私設保育施設（認可外保育施設）	36	0
事業	預かり保育事業	31	31
	一時預かり事業	21	0
	病児・病後児保育事業	6	0
	子育て援助活動支援事業	1	0
合計		125	51

※今年度対象ではない施設等数は、R7.3.25時点の数値を記載しています。

(2) 実施方法

子育て援助活動支援事業は、原則として、実地にて行うこととします。

(3) 対象期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの間

※ただし、必要に応じて前回の確認指導実施時における対象期間の翌年度（令和4年度）以降の内容を確認する場合があります。

(4) 実施スケジュール

実地指導及び書面指導ともに、8月から翌年2月にかけて実施予定です。

なお、確認指導に関する詳細事項（根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等）については、確認指導実施日のおおむね1か月前に、第2号様式により当該特定子ども・子育て支援提供者に対して通知します。

以 上

発行 藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-50-3562（直通）